

庄内町からのお知らせ

元気で長寿健康教室

公民館などで健康教室を開催しています。今年度のテーマは「フレイルの予防」、特に「食べて元気に」です。

- 日時：原則平日の日中の開催（1時間程度）
- 内容：フレイルおよび感染症予防について
- ※その他、ご希望のテーマがありましたら対応します。
- ※1集落につき、原則1回の開催
- 問・申込み：保健福祉課健康推進係 ☎0234-42-0170

若者定住促進住宅入居者募集

- 住宅名等：若者定住促進住宅（松陽）
- 概要：木造平屋1戸建（2LDK、81.15㎡）駐車場2台分有
- 家賃：48,000円
- 敷金：144,000円（家賃の3カ月分）
- 募集期間：7/1(木)～7/15(木)
- 入居可能日：8月中旬以降
- 申込資格：(1)本町に定住しようとする方
(2)本町に住宅を所有していない方で、次に該当する方
①町内に新たに自ら所有する住宅を取得しようとする方
②現に同居し、または同居しようとする親族のある方(単身不可)
(3)申込者および同居親族の年齢が、令和3年4月1日現在で満41歳未満であること など
- ※内覧は、要事前申込
- ※応募者多数の場合は抽選（町外からの応募者を優先します）
- ※詳細は町HPをご覧ください。
- 問・申込み：建設課都市計画係 ☎0234-42-0860

庄内町住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

住民基本台帳法により、庄内町住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します。

●各集落自治会

閲覧者氏名および閲覧に係る住民の範囲	閲覧事由(利用目的)の概要	閲覧年月日
古閑自治会長	自治会費賦課資料整備	4/3
廻館自治会長		
南野自治会長		
沢新田自治会長		4/6
大真木自治会長		
茗荷瀬自治会長		
表町自治会長	4/10	
上幅自治会長		
馬場自治会長		
柴町自治会長	自治会員確認	5/14
囲町自治会長	自治会事業運営	5/20
貢地目自治会長	自治会員確認	6/18
廿六木自治会長	自治会費賦課資料整備	6/25
西興野自治会長		7/15
梵天町自治会長		8/14
宮曾根自治会長		8/25
吉方自治会長		10/23
		3/22
三ヶ沢自治会長	自治会事業対象者確認 自治会員確認	11/13 1/21
余目新田自治会長	自治会費賦課資料整備	1/8
跡自治会長		
赤瀬新田自治会長		1/12
榎木自治会長		1/20
馬場自治会長		1/21

閲覧者氏名および閲覧に係る住民の範囲	閲覧事由(利用目的)の概要	閲覧年月日
館自治会長	防災資料作成	1/22
小出新田自治会長	自治会費賦課資料整備	2/4
南野自治会長		2/8
提興屋自治会長		2/19
堤新田自治会長		3/4
千河原自治会長		3/8
常万自治会長		3/9

●庄内町社会福祉協議会 会長 齋藤君夫

閲覧事由(利用目的)の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
令和元年度金婚該当者所在確認	4/28	
社会福祉協議会費等納入資料整備	6/22	第1学区・第2学区 (ラ・ルーナ除く)
	8/12	
	6/23	第3学区・第4学区 (ソラーナ除く)
	8/13	
	6/25	狩川地区・清川地区・立谷沢地区 (山水園除く)
	8/14	

●その他団体

閲覧申請者	閲覧事由(利用目的)の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
清川報恩会会長	「清川報恩会」構成員の確認	4/14	清川に住所を有する方
(株)日本リサーチセンター代表取締役社長 鈴木稲博	「青少年のインターネット利用環境実態調査」実施のための対象者抽出	9/25	余目(平成14年11月2日以降に生まれた男女)

■問合せ：税務町民課町民係 ☎0234-42-0133
立川総合支所総合支所係 ☎0234-56-3389

国民健康保険税（税率等の見直し、減免）について

【税率等を見直しました】

7月中旬に「令和3年度国民健康保険税納税通知書」を国民健康保険加入世帯の世帯主に送付します。なお、国民健康保険税（以下「国保税」）は「世帯主課税」です。世帯主がほかの保険に加入していても、世帯主への送付となります。令和3年度の国保税は、次のとおり税率を見直しました。（表中および注釈の「被保険者」とは「国民健康保険被保険者」のことを指します）

●令和3年度の国保税の税率等（年額）：

項目	医療給付分 (被保険者全員)	後期高齢者支援金等分 (被保険者全員)	介護納付金分 (40歳から64歳までの被保険者)
所得割額 (令和2年中の所得金額-43万円)×税率	(改定前)⇒(改定後) 7.50%⇒ 7.00%	2.55%	(改定前)⇒(改定後) 1.85%⇒ 2.10%
均等割額 (被保険者1人あたり)	(改定前)⇒(改定後) 28,000円⇒ 27,000円	9,650円	(改定前)⇒(改定後) 10,600円⇒ 12,100円
平等割額 (1世帯あたり)	(改定前)⇒(改定後) 20,000円⇒ 18,900円	7,600円	(改定前)⇒(改定後) 6,200円⇒ 5,900円
課税限度額	63万円	19万円	17万円

●令和3年度の国保税の軽減判定基準額：

前年の所得が一定基準以下の場合に、均等割額と平等割額が軽減される制度です。

軽減割合 (均等割額および平等割額の軽減)	軽減判定所得 ^{*1}	
	改正前	改正後
7割軽減	330,000円以下の世帯	430,000円+100,000円×(給与所得者等 ^{*3} の数-1)以下の世帯
5割軽減	330,000円+285,000円×(被保険者数+特定同一世帯所属者 ^{*2} 数)以下の世帯	430,000円+285,000円×(被保険者数+特定同一世帯所属者 ^{*2} 数)+100,000円×(給与所得者等 ^{*3} の数-1)以下の世帯
2割軽減	330,000円+520,000円×(被保険者数+特定同一世帯所属者 ^{*2} 数)以下の世帯	430,000円+520,000円×(被保険者数+特定同一世帯所属者 ^{*2} 数)+100,000円×(給与所得者等 ^{*3} の数-1)以下の世帯

- ※1 軽減判定所得…世帯主と被保険者および特定同一世帯所属者の前年所得の合計額(譲渡所得等に係る特別控除および事業専従者控除の適用前の合計額)
- ※2 特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方
- ※3 給与所得者等…一定の給与所得者(給与収入55万円超)および公的年金受給者(65歳未満の場合は60万円超、65歳以上の場合は110万円超)の方

【新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方の減免】

●対象者：

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(以下「世帯主」という)が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方⇒保険税を全額免除
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少が見込まれる世帯の方⇒保険税の一部を減額
- ※要件や必要書類など、詳しくは納税通知書に同封のチラシ、または町HPをご覧ください。

■問合せ：税務町民課国保係 ☎0234-42-0153